

中野区 幼児教育・保育無償化の認定申請手続き

幼稚園（施設型給付園）・認定こども園（幼稚園的利用）を利用される方

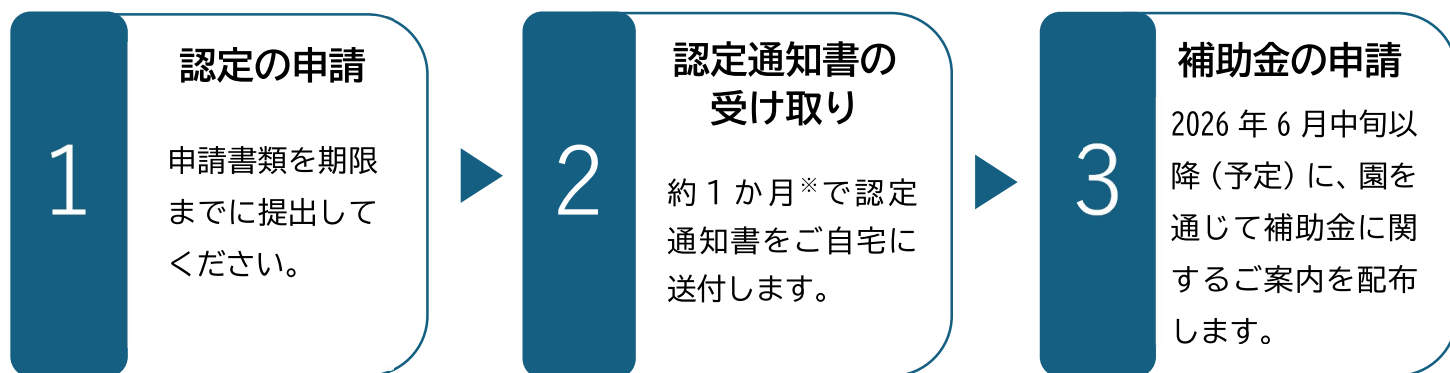
幼児教育・保育無償化とは

幼稚園・認定こども園（幼稚園的利用）を利用される方が、各種補助金を受けることができる制度です。補助金を受けるためには、認定を取得したうえで補助金の申請が必要です。本冊子は、認定の申請手続きに関するご案内です。

2026 度の補助金に関する詳細は、2026 年 6 月以降にご案内予定です。

補助金申請に関する詳細は、別冊の「中野区私立幼稚園等保護者補助金（施設型給付園）」をご確認ください。

お手続きの流れ



※4 月入園分は 2 月中旬から 3 月中旬に順次発送予定

申請書類の提出期限・提出方法について

	提出期限	提出方法
2026 年 4 月入園の方	各園にご確認ください	各園にご提出ください
4 月入園以外の方		

お問い合わせ先

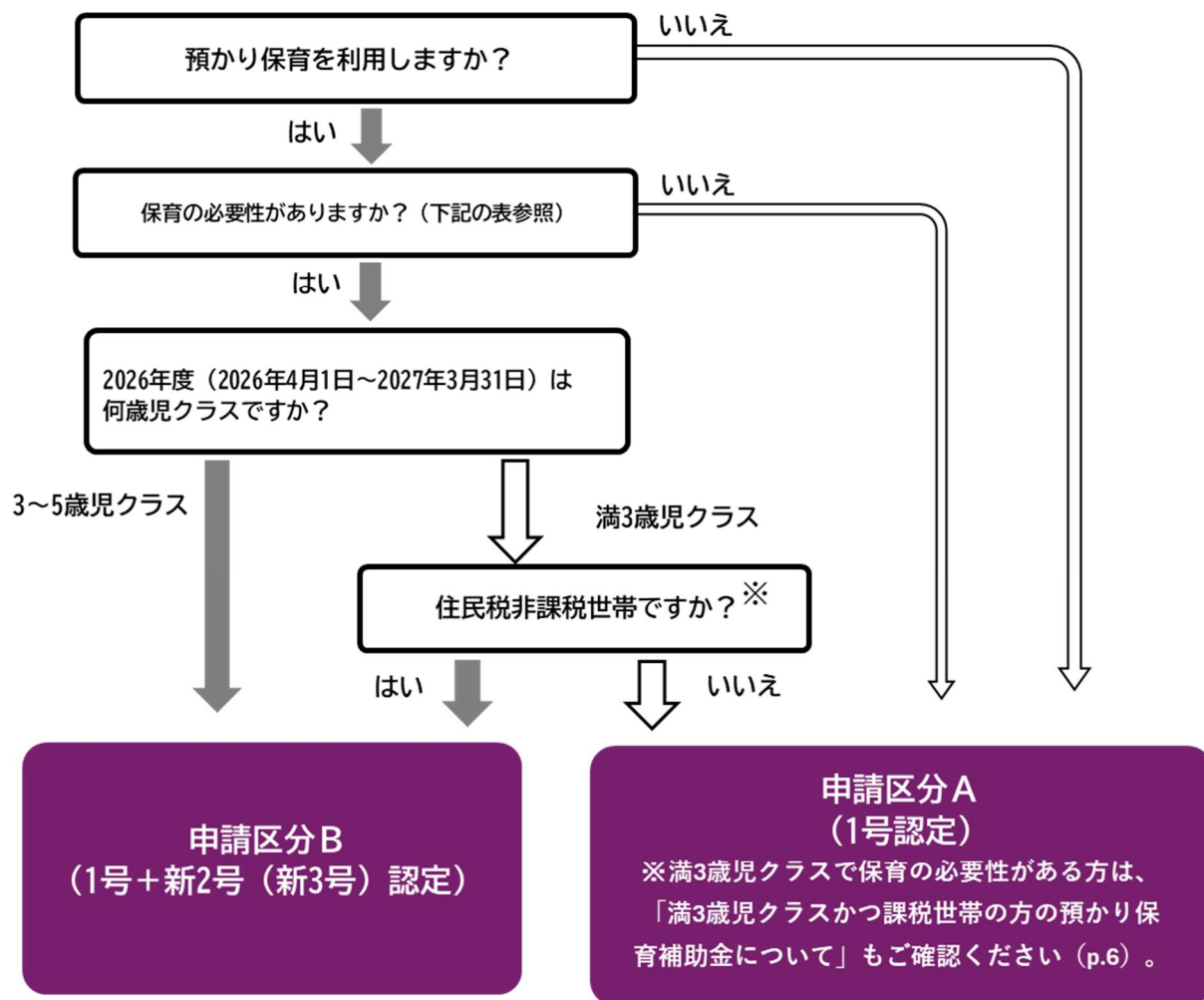
中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係

〒164-8501 中野区中野四丁目 11 番 19 号

電話：03-3228-5793

受付時間：8 時 30 分～17 時まで（土・日・祝日除く）

申請区分の確認



※2026年4月～8月までの認定申請は2025年度の住民税課税状況に基づく。
2026年9月～2027年8月までの認定申請は2026年度の住民税課税状況に基づく。

保育の必要性と認定期間

保育の必要性の事由（保護者の状況）		認定有効期間
就労	月４８時間以上の就労をしている場合 （出産予定・産休中・育休中を含む）	就労している期間
妊娠・出産	出産の前後の場合	出産予定月及びその前後２か月 （多胎妊娠の場合は１４週間前から）
求職活動	求職活動を行っている場合	９０日
就学	学校教育法に定める学校や職業訓練校等で 月４８時間以上受講をしている場合	必要な期間
疾病・障がい等	疾病や障がいがあり保育に支障がある場合	
介護・看護	親族の方を日中介護・看護している場合 （週３かつ日中４時間以上）	
災害復旧	災害の復旧にあたっている場合	
その他	上記以外で特に保育が必要と認められる場合	

申請区分ごとの必要書類

【申請区分 A（1 号認定）に該当した方】

①給付認定申請書（申請するお子さんの人数分）

【申請区分 B（1 号+新 2 号（新 3 号）認定）に該当した方】

①給付認定申請書（申請するお子さんの人数分）

②保育の必要性が確認できる書類（父母それぞれ一部ずつ）

※後日、収入を証明する書類やマイナンバー（個人番号）に関する書類を依頼する可能性があります。

就労 （月 48 時間以上の就労を常態としている場合）	会社員・パート・派遣社員等の場合（出産予定・産休中・育休中を含む）
	就労証明書（区様式） ※休憩時間を除く月 48 時間以上の就労が確認できる就労証明書（区様式）をご提出ください。 複数の就労先の勤務時間を合計して月 48 時間以上となる場合は、それぞれの就労証明書（区様式）をご提出ください。
妊娠・出産	自営業（親族経営を含む）・経営主の場合（出産予定・産休中を含む）
	① 就労証明書（区様式） ② 直近の所得税の確定申告書（一表と二表）または源泉徴収票のコピー ※②の書類をご提出いただけない場合→下記の①と②をご提出ください ①仕事内容や資格がわかるもののコピー（営業許可証、開業届等） ②収入の証明（報酬の記録、通帳のコピー等）
求職活動	就職活動を証明する書類（ハローワークが認める求職活動を証する書類、不採用通知等）
就学	① 在学証明書のコピー ② スケジュールの確認ができるもののコピー（時間割表等） ③ 在学開始日及び卒業見込年月日の確認ができるもののコピー
疾病	診断書（区様式）
障がい	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
親族の介護・看護	① 被介護・看護者の診断書又は障害者手帳・介護保険被保険者証等のコピー ② 介護・看護の週間スケジュール
災害復旧	り災・被災証明書のコピー
不存在 （ひとり親の方）	【死別、離婚、未婚の方】 次のいずれかのコピー ・児童扶養手当認定通知書 ・児童扶養手当証書 ・（離婚の）受理証明書 ・児童育成手当認定兼支払い通知書 ・保護者とお子さんの戸籍謄本（全部事項証明）
	【上記以外の方】 ひとり親家庭に準ずる状態が客観的に判断できるもの。 ※具体的な書類については、お問い合わせください。

産休・育休を取得中で新2号（新3号）認定を申請する方

※「育児休業」とは、育児・介護休業法に基づく休業のことをいいます。

○お子さん本人（認定申請児童）の育休中の場合

- ・元の職場に復職することを前提に、「就労」の事由で認定をしているため、認定開始日から1か月以内に育休中の職場へ復職をする必要がございます。復職ができない場合や育休の再取得をされた場合、認定は取消となります。
- ・お子さん本人（認定申請児童）の育休から復職せず、続けて下のお子さんの産休・育休を取得する場合は、「妊娠・出産」の事由で認定されます（認定有効期間はp. 2を参照）。

○下のお子さんの産休中・育休中の場合

お子さん本人（認定申請児童）が幼稚園に入園（転園）したタイミングによってパターンA Bに区分されます。該当するパターンを確認してください。



パターンA：認定申請児童が下のお子さんの産休中に入園した場合

- ・「妊娠・出産」の事由で認定されます。
- （1）産休終了日の翌日に復職をされた場合は、「就労」の事由で認定を継続します。
- （2）産休期間後、育児休業を取得される場合は、「妊娠・出産」の認定期間をもって認定終了となります。

パターンB：認定申請児童が下のお子さんの育休中に入園した場合

- ・元の職場に復職することを前提に、「就労」の事由で認定をしているため、認定開始日から1か月以内に育休中の職場へ復職をする必要がございます。復職ができない場合や育休の再取得をされた場合、認定は取消となります。

上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を取得するとき

育児休業は、育児を行うためのものであり、その対象となるお子さんの他、すでに幼稚園等に在籍しているお子さん（上のお子さん）についても家庭での育児が可能となります。

しかし、保護者の事情や児童福祉の観点から、下のお子さんの産前休業開始日より前に上のお子さんが入園した場合は、特例として保護者が育児休業中に限り、下のお子さんが満3歳に達する年度の3月31日まで上のお子さんの新2号（新3号）認定を認めています。（＝育休特例）

※育休特例の期間中に認可保育園から幼稚園へ転園（幼稚園間の転園も含む）された場合は、育休特例の対象外となります。

認可保育所に在園中・入所申請中の方

認可保育所に在園中の方

認定申請された方で、認可保育所の退園を決めている場合は、早急に「退園届」を提出してください。幼稚園・こども園に入園するか認可保育所の在園を継続するか現時点で決まっていない場合は、認定希望月の前月末（区役所最終営業日 17 時）までに、「退園届」または「認定申請の取下げ」を提出してください。

※一度ご提出いただいた退園届は取下げができません。

退園届の提出



認定申請の取下げ



- ①Q1:「認定の変更を申請する」をチェック
- ②Q3:「認定申請の取下げの申請」をチェック

認可保育所への入所・転園申請中の方

認定申請後、認可保育所の利用承諾通知が届き、認可保育所に入所することを決めた場合は「認定申請の取下げ」を提出してください。利用承諾通知が届いたが、幼稚園・こども園に入園するという場合には、入所決定月前月の区役所最終営業日 17 時までに認可保育所の「辞退届」を提出してください。

認定申請の取下げ



認可保育所の 辞退届の提出



※受付完了通知はお送りしていません。受付番号の発行をもって、申請受付完了となります。

満3歳児クラスの預かり保育料補助制度について

以下(1)～(6)の条件全てを満たす場合に補助対象となります。

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があり、園児と同一世帯である
- (2) 園児の預かり保育料を負担している
- (3) 保育の必要性が確認できる（p.3 参照）
- (4) 課税世帯である（非課税世帯で施設等利用給付認定（新3号認定）を受けている方は施設等利用費の補助対象となります）
- (5) 満3歳児クラスに在籍している
※3歳の誕生日を迎えた月かつ幼稚園入園月から補助対象です。
※園則で満3歳児クラスが規定されている場合のみ補助対象です。
- (6) 認可保育所等に在籍していない

2026年度の補助金申請については、2026年6月頃にご案内予定です。

右記二次元コード、もしくは園から配布される別冊「満3歳児クラスかつ課税世帯の方向け
預かり保育補助金（保護者補助金）のご案内」をご確認ください。



上記補助金についてのお問い合わせ先

※認定に関わることはp.1のお問い合わせ先をご確認ください。

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係

電話：03-3228-5681

受付時間：8時30分～17時まで（土・日・祝日除く）